

令和6年1月12日
北九州市上下水道局

北九州市上下水道局からのお知らせ

本市におきましては、令和6年能登半島地震により、市内の公的賃貸住宅へ、一時的に緊急避難入居された方々に対しまして、入居期間中の水道料金と下水道使用料を免除しております。

については、下記事項をご一読いただき、ご不明な点などがございましたら、問合せ先へご連絡ください。

記

●免除の対象となる方

令和6年能登半島地震により、市内の公的賃貸住宅へ、無償で、一時的・緊急的に入居される方。

●免除期間

公的賃貸住宅へ、無償で、一時的・緊急的に入居される期間（当該公的賃貸住宅の一時入居受け入れ期間に準じます）。

※2ヶ月に一度、水道メーターの検針後、数日中に「使用水量等」を参考のために郵送でお知らせしますが、料金のご請求はいたしません。

●必要な手続き

上下水道局へのご連絡は必要ありません。

※万が一、蛇口をひねっても水が出ない場合は、下記問合せ先（上下水道お客さまセンター）へご連絡ください。

【ご注意】

入居日（特に毎月1～15日ごろ）によっては、検針員へ開栓連絡が間に合わず、「上下水道局からのお願い」が投函される場合がございます。

その通知には、上下水道局まで連絡するように記載しておりますが、ご連絡は必要ありません。

【問合せ先】

上下水道お客さまセンター

TEL: 093-582-3031

※電話受付時間: 月～土曜日 8:30～19:00